

申告不要な資産を申告していませんか？

以下の資産は、償却資産の申告が不要です。

償却資産にあたるかどうかの判断が難しい場合は、備考欄に詳細な商品名を書いていただくか、もしくは帯広市役所資産税課 償却資産担当（☎0155-65-4124）へお問い合わせください。

☑3方向に壁がある大型の車庫・物置 家屋で課税（資産税課）

以下の基準を満たす車庫・物置は、家屋で課税されるため、申告は不要です。

周囲3方向が	基礎がある場合	床面積10m ² 以上
壁に囲まれている	基礎がない場合	床面積20m ² 以上



また、居住用の車庫や物置は全て申告不要です。

・・・申告対象の場合は、基礎の有無と床面積を備考に記載してください。

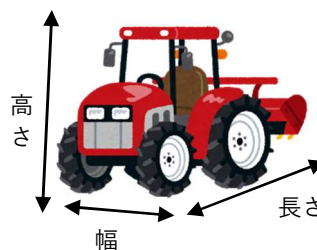
☑家屋と一体で家屋の建築設備となる資産 家屋で課税（資産税課）

家屋と一体＝壁に埋め込まれるなど家屋の一部になっており、容易に取り外すことが出来ない資産（例：天井埋め込み型のエアコン）は申告不要です。家屋の建築設備に該当する資産の種類については、資産税課へお問い合わせください。

☑小型特殊自動車 軽自動車で課税（市民税課）

小型特殊自動車の判定基準（以下を満たすもの）

一般 特殊自動車	①最高速度	15km/h 以下	①から④を 全て満たすもの
	②長さ	4.7m 以下	
	③幅	1.7m 以下	
	④高さ	2.8 m 以下	
農耕作業用	最高速度	35km/h 未満	



特殊自動車のうち、上記に該当する小型特殊自動車は申告不要です。

大型特殊と小型特殊の区分は、自動車の大きさと最高速度で決まります（農耕作業用は最高速度のみ）。詳しくは「償却資産申告のしおり 6ページ」をご覧ください。

☑小型特殊自動車に装着されているGPS（持ち運び不可能なもの）

小型特殊自動車に装着されているGPSは課税とならないため、申告不要です。

取り外して持ち運び可能なGPSおよび大型特殊自動車に装着するGPSは償却資産です。